

高等学校における通級による指導実践研究校事業中間報告書

研究主題 「中央高校定時制の『通級による指導』」

学 校 名 中央高等学校  
所在地 甲府市飯田 5-6-23 TEL 055-226-4411

校 長 名 川手 正昭

担当者名 一瀬 英史

## 1 研究のねらい

2006年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約で提唱された「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえて、高等学校でも適切に特別支援教育が実施されるようになることや、多様な学びの場の整備が求められることになった。そして、児童生徒に対する自立と社会参加を見据えた指導や小中学校から連続性のある多様な学びの場としての「通級による指導」が開始されることになった。また、学校は「新しい時代の教育」に向けて学校や教員が心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する「チームとしての学校」の体制整備も求められてきている。

本研究は、平成30年度より開始された「通級による指導」に対して、このような背景と視座に基づき、次の点などについて総合的多角的に調査分析考察を行うものである。

### (1) 研究体制・組織・概要

校内において整えられた体制及び組織についてまとめ、「通級による指導」がどのような手続きで開始に至ったのかを示す。

また、研究内容としての活動を時系列に示し、校内外における「通級による指導」事業の全体像を示す。

### (2) 研究の内容と進行状況

対象生徒の様子については、総合的なアセスメントの視座、及び個別の指導計画の概要を示す。また、対象生徒一人ひとりの課題や方向性も示す。

授業内容は、桜美林大学心理・教育学系で臨床心理学を専門としている研究者、小関俊祐講師と協働して進めることにした。ここでの報告は、桜美林大学による授業プログラムの概要とプログラムに基づいて進めた具体的な授業の様子について示すことにする。

進捗状況として現時点の成果を示す。生徒自身の感想や桜美林大学による調査から明らかになった客観的な成果を示す。

### (3) 今後の研究計画と課題

今後の研究計画は、本年度を踏襲して進める予定である。計画については、本年度を参照することとし紙面では割愛する。課題としては、桜美林大学小関俊祐講師の指摘と担当者が年間を通して主観的に感じたことをまとめることにする。

## 2 研究体制・組織・概要

### (1) 準備委員会

準備委員会は、校長、副校長、事務長、教務主任、教育相談主任と副主任、筆者によって組織された。準備委員会は、「通級による指導」実施に向けた手続きを整え、受講条件や募集時期、募集方法などを決定し、生徒や保護者、及び教職員に向けた広報も行った。

### (2) 通級委員会

通級委員会は、校長・副校長・教頭・事務長・教育相談主任・教育相談副主任・教務主任・生徒指導主事・進路指導主事・年次主任によって組織された。

通級委員会は、「通級による指導」対象者の決定を行った。

### (3) 教務係の役割

教務係は、教育課程の編成を行い、「通級による指導」を学校設定教科・科目「社会探究・社会探究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として位置づけた。また、履修生徒の時間割の調整及び作成を行った。

### (4) 教育相談係の役割

「通級による指導」の担当は、実質、教育相談係が担当しており、教科指導としての役割との差別化は曖昧な状況である。しかし、対象生徒の学校生活に関する課題の対応や保護者面談、就労支援に関するスクールソーシャルワーカーとの対応などは、教育相談係として対応したと言える。

(5) 主な年間活動

期 日	主な活動内容
2017年 10月	山梨県教育委員会が本校に「通級による指導」を設置することを、山梨日日新聞のトップ記事に報道される。
11月	準備委員会の設置 甲州市立中学校の通級教室の視察 県教委担当部署との打ち合わせ会議 桜美林大学との協働打診
12月	教員による生徒の生活実態調査の実施、担任説明会、生徒と保護者への案内 山梨県立高等支援学校桃花台学園の視察 桜美林大学との協働開始
2018年 1月	県教委担当部署との打ち合わせ会議 生徒希望受付
2月	兵庫県立香風高校の視察 通級委員会による対象生徒（6名）の決定
3月	対象生徒の時間割の調整
4月	「通級による指導（社会探究）」の授業開始 アセスメント
5月	授業及び聴き取り、アンケート調査等によるアセスメント 第1回高等学校における通級による指導実践研究校事業サポート会議 通級指導者研究協議会（神奈川県横須賀市久里浜）への参加 桜美林大学による調査（1回目 履修生徒、履修生徒所属クラス在籍生徒） 校内教職員への周知を目的とした通級通信の発行 山梨日日新聞による授業の取材、報道
6月	個別の指導計画作成 通級通信の発行 校内外教職員、スクールソーシャルワーカー等による授業参観 中巨摩支部特別支援学級担任者研究会研修講師として周知活動
7月	保護者面談 桜美林大学による調査（2回目） 履修生徒に対する個人面談及びふり返り
8月	山梨県高等学校教育課程研究集会において講師として周知活動 山梨県特別支援教育研究大会において発表者として周知活動 甲府市立池田小学校校長 土肥満先生を招聘しユニバーサルデザインによる教育に関する校内研修会実施 通級指導者研究協議会への参加
9月	桜美林大学による調査（3回目） インクルーシブ教育実践推進校（神奈川県立足柄高校、厚木西高校）の視察 後期履修生徒募集案内 高等学校特別支援教育コーディネーター研修会講師として周知活動
10月	山梨県総合教育センター研修会、学校評議委員による授業参観 通級通信の発行 第2回高等学校における通級による指導実践研究校事業サポート会議
11月	北杜市北部地区通級教室担当者による授業参観

12月	通級指導者研究協議会への参加 桜美林大学による調査（4回目 履修生徒、及び担任へのインタビュー調査） 兵庫県立香風高校通級担当者 桂志保先生を招聘して「通級による指導」に関する校内研修会実施
2019年 1月	次年度履修者募集開始 教育課程検討委員会
2月	県教委による中間報告会 桜美林大学による調査（5回目） 履修生徒6名の単位認定
3月	次年度履修者決定 山梨県臨床心理懇談会、日本ストレスマネジメント学会研修会において広報

### 3 研究の内容と進捗状況

#### (1) 生徒のアセスメント

生徒のアセスメントは、生徒本人への聴き取りや教職員による行動観察、保護者からの聴き取り、及びTKテストバッテリーや一般職業適性検査、自尊感情・ストレス対処力・対人関係スキル・自己効力感などの質問紙調査などを通して総合的にアセスメントした。

アセスメント期は、4月から5月まで2ヶ月を要し、その後、内容を精査し個別の指導計画を作成した。

個別の指導計画は、山梨県教育委員会の作成した様式に則り、対象生徒の学習面・生活行動面・心理社会的各側面、身体症状・対人関係などについてアセスメントした内容を記述し、自立活動の区分に即してまとめた。次に、全体的な指導の方向性と目標立てを行い、最終的に自立活動の内容と照らし合わせた具体的な指導内容を記述した（図1）

本人の様子を学習面・生活行動面・心理社会面  
身体症状・対人関係などについて聴き取り内容

指導の方向性と目標立て

本人の様子を学習面・生活行動面・心理社会面  
身体症状・対人関係などについて聴き取り内容

指導の方向性と目標立て

自立活動の区分に即した指導内容の記述

図1 個別の指導計画イメージ

個別の指導計画の中に記載した対象生徒の個別指導に記載された課題や症状、方向性の概要は以下の通りである。

課題や症状	自我の脆弱性、解離症状、広汎性発達障害、AD/HD 等
方向性	他社との関係性の構築と拡がり、自己肯定感の促進、心理的な安定 等

表1 対象生徒の課題や症状、及び方向性

## (2) 授業プログラム

「通級による指導」内容は、桜美林大学と協働し、授業プログラム及び授業案を大学研究室が作成し、担当者は授業案をアレンジして実施する様式で進められた。

桜美林大学による授業プログラムは以下の通りである。

Program	時	学習タイトル	主な内容や目的	自立活動区分
0 1	1	ちょっと先の未来図①	具体的な行動目標を立てられるようになる。	1. 2. 3. 4. 5. 6
	2	ちょっと先の未来図②		
0 2	3	リラックスしよう	リラックスを体験する	2. 5
0 3	4	自分の特徴を知ろう①	自己理解を促進する	1. 2. 3. 4. 5. 6
	5	自分の特徴を知ろう②		
0 4	6	ストレスと上手に付き合おう①	心理的安定を促進する 感覚を活用できる	1. 2. 3. 6
	7	ストレスと上手に付き合おう②		
0 5	8	行動のメリット①	行動の般化を促進する	1. 2. 3. 6
	9	行動のメリット②		
0 6	10	適切な距離感	社会技能訓練 (S S T)	3
0 7	11	コミュニケーションのコツ①	他者を理解する 社会技能訓練 自己主張訓練 コミュニケーション能力の開発	3. 6
	12	コミュニケーションのコツ②		
	13	コミュニケーションのコツ③		
	14	コミュニケーションのコツ④		
0 8	15	相談できる人、場所を見つけよう①	問題解決訓練 社会技能訓練	2. 3. 6
	16	相談できる人、場所を見つけよう②		
0 9	17	ベストのパフォーマンスをするには①	自己理解を促進する	1. 2. 3
	18	ベストのパフォーマンスをするには②		
1 0	19	約束を守るためのコツ①	自己調節を促進する	1. 2. 3
	20	約束を守るためのコツ②		
1 1	21	あいつが悪い!? 私はダメなやつ!?①	認知の歪みを調整する コミュニケーション能力の開発	2. 3. 6
	22	あいつが悪い!? 私はダメなやつ!?②		
1 2	23	イライラした時どうする?①	アンガーマネジメント	2. 3. 6
	24	イライラした時どうする?②		
1 3	25	コミュニケーションのコツ⑤	自己主張訓練 コミュニケーション能力の開発	2. 3. 6
	26	コミュニケーションのコツ⑥		
1 4	27	整理整頓でスッキリ①	自己理解を促進する	1. 2. 3
	28	整理整頓でスッキリ②		
1 5	29	うまくいかない行動を分析して解決①	三項随伴性による機能分析、応用行動分析 問題解決訓練	2. 3. 6
	30	うまくいかない行動を分析して解決②		
	31	うまくいかない行動を分析して解決③		
1 6	32	自分の取り扱い説明書を作ろう①	自己理解を促進する	1. 2. 3. 4. 5. 6

	33	自分の取り扱い説明書を作ろう②	環境の把握を促進する など	
	34	自分の取り扱い説明書を作ろう③		
17	35	1年前の自分と今の自分	ふりかえり 自己評価	2

表2 桜美林大学による授業プログラムの学習タイトル・学習内容・自立活動との対応

### (3) 授業内容

プログラム05「行動のメリット」を例にして授業内容の概要を示す。

図2は、ある生徒との授業でホワイトボードに板書した内容である。

授業では、「今日の授業」、「目的（学ぶ内容）」、「目標（活動内容）」を明示し、授業開始時の挨拶では、「腰を立てます」という号令で姿勢を整えさせることにした。これは、自立活動の「5 身体の動き」を扱った日常的な指導である。

各授業は、自立活動の内容に即しており、この授業は「身体の動き」の他にも「1 健康の保持 (4) 健康維持」、「2 心理的な安定 (1)情緒の安定、(3)困難を改善克服する意欲」、「3 人間関係の形成 (3)自己理解」、「4 環境の把握 (2) 感覚認知特性、(5)認知行動概念形成」を扱っている。

対処行動は、授業者が適応と考える様々な行動を提案するのではなく、あくまで生徒と授業者との対話を通して、生徒自身から主体的に表現された内容を授業者が取り上げ、整理し、時には適応的でない表現を適応的に言い換えたりしながら学びを深めていくのである。これは、いわゆる主体的で対話的な学び（アクティブラーニング）の手法である。

### (4) 成果

#### ア 生徒の反応

対象生徒一人ひとりにふり返り面接を実施した。

ここでは、卒業年次生徒4名の感想を示す。

「今まで自分の認知を考えたことがなかった。ネガティブな感情が多かったがポジティブに考えられるようになった。就職面接で役だった。」

「気分・気持ちの切り替えができるようになった。前と比べると辛いことを感じるものが少なくなった。今も急に話しかけられると、驚くことはあるけれど、前のように『この人が何かしてくる』という気持ちは少なくなった。」

「自分からあいさつをするようになった。散歩するようになった。」「苦手だと思っていた人の周りの人とも話せるようになって人間関係が広がった。学校が楽しくなった。」

「知識として理解はできるし、少しは変化していると思うけど、まだ行動できていない。」

卒業年次の4名の生徒は、全員卒業することができた。1名は就職が決まったが、他の3名は、卒業時点での就職は決まらなかった。就労までに至っていない者もいるが、障害者枠で就労を目指す者、アルバイトを始めた者もいる。

授業内容は概ね好評であった。対象生徒全員が「他の生徒も受けた方が良くと思うか。勧めたいか」という質問に対して、「そう思う」と答えていた。

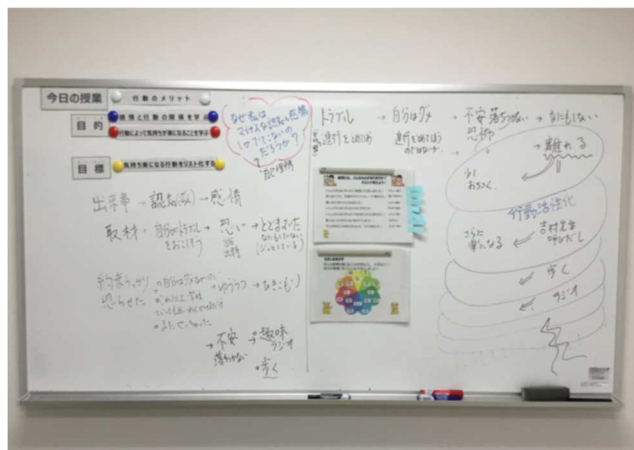


図2 授業で板書された内容

## イ 桜美林大学による評価

対象生徒と対象生徒が所属する生徒への質問紙調査の分析により、以下のような成果があったことを指摘した。

- ① 対象となった生徒の抱える学校生活上の問題を解決することの自信(セルフエフィカシー、自己効力感)が持てるようになった。
- ② わからない状況や自信のない状況で見られていたパニックが減ったり、先生や友人に、自分から挨拶を行うなどの行動がみられるようになった。
- ③ 心理的ストレスの低減にもつながった。
- ④ 二次障害予防にも寄与できる可能性が示唆された。

## 4 今後の研究計画と課題

前述したように今後の研究計画は、本年度の活動を踏襲して進めることにしており、ここでは割愛する。

### (1) 桜美林大学 小関俊祐講師による指摘

今後の課題として以下のような指摘を行った。

#### ア 校内体制づくり

通級指導の授業「だけ」では、効果の向上や定着には限界がある。通級指導で扱った内容を、適切に教員間、あるいは保護者とも共有しその効果が広く日常生活で確認できるよう、学校としての体制づくりを行う必要がある。

#### イ 連携体制づくりと専門性をもった教員の育成

学校と研究機関と連携を図ってプログラム作成や効果の検討を行うことができるような連携体制づくりと、通級指導ができる専門性をもった教員の育成も今後求められる。これは、教育委員会主導で行っていくことであるが、様々な課題に対処することが求められる学校には不可欠である。

### (2) 通級担当者による課題

#### ア 履修に関する課題

教職員側の観察により、「通級による指導」を実施した方が望ましいと考えられる生徒に社会探究の授業の履修を勧めても、本人や保護者の理解が得られないことがある。

#### イ 専門性について

生徒の問題や症状を理解するためには、学習面や生活面だけでなく心理的・社会的・生物的な要素それぞれの視点でのアセスメントや家族背景による不適応状態などのアセスメントが必要であった。

また授業の中では、生徒の特性や問題行動が現れ、心理的な対応をしなければならない場面も生じた。例えば、それまで否定されていた自分の症状が受け入れられることにより、いわゆる退行と呼ばれるような状態になり、過度な身体接触を求めることがあった。また、主体的で対話的に課題を話し合っている中で、やがて生徒が悩みを話しはじめるものの自分で区切りがつけられなくなるようなことも生じた。こうしたことについて心理学的な意味合いやその対応を理解していれば適切な指導が可能となるが、単なるカウンセリング・マインドと呼ばれるような心構えで生徒の行動を受容したり、発言に共感することによって、生徒の病理的な問題を悪化させたり、授業者が生徒の病理性に巻き込まれてしまうことも充分考えられた。

#### ウ 実態把握について

中学校や保護者、各機関や関わりのある教職員との連携が不可欠であるが、生徒によって連携のしやすさには温度差がある。また、WISCなどの発達の偏りをアセスメントする検査も必要となるときがあると考えられるが、学校や教員が行うものではないので、容易に検査を実

施する機関との協働が必要である。

エ 「個別の指導計画」の作成について

「個別の指導計画」とリンクしたアンケートや質問用紙を準備する必要がある。

最初からしっかりしたものを作成するのではなく、また、初期に作成した計画を必要に応じて修正する必要がある。前述したように、作成においては専門性が必要であるため、初期には専門家によるアセスメントする機会も必要である。

オ 評価方法について

教員の評価に加え、生徒本人、保護者による評価も必要ではないかと考えている。

カ 全職員の協力と共通理解の必要性

通級指導の内容を知ってもらうために授業公開や便りの発信、校内研修会等で共通理解を図ろうとしているが、業務や意識とのバランスで課題も大きい。

## 5 その他

年間活動に示したように、本事業においては、小中学校及び高等学校、保護者等への広報や理解促進のための取組や校内の教職員のための研修、先進的な取組の視察、授業者の資質行動のための研修参加、など関連した活動を多く実施している。主な活動を示す。

- 小中学校や関係機関との連携
  - ⇒ 山梨県特別支援教育研究大会へ参加し取組紹介と情報発信
- 高等学校における特別支援教育の理解推進・啓発
  - ⇒ 教育課程研究集会での実践報告
  - ⇒ 高等学校特別支援教育コーディネーター研究協議会での実践報告
- 県内の生徒保護者等への周知
  - ⇒ 日本ストレスマネジメント学会による教育フォーラムでの実践報告や体験会の実施
- 校内職員に対する広報や研修
  - ⇒ 通級通信の発行
  - ⇒ 「通級による指導」やユニバーサルデザインによる教育に関する研修の実施
- インクルーシブ教育システムに関する研修
  - ⇒ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会への参加
  - ⇒ 神奈川県立高等学校のインクルーシブ教育実践推進校への視察・研修
- 授業者の資質向上のための研修
  - ⇒ 「通級による指導」による指導に関わる指導者研究協議会への参加

以上のようなものがあげられる。

紙面の都合上、それぞれの詳細な報告は割愛するが、関連して以下の参考資料を添付する。

## 参考資料

- (1) ホームページでの案内 中央高校 「通級による指導」 Q&A
- (2) 通級通信①～⑨



## 中央高校「通級による指導」Q&A

Q 通級による指導とは何ですか？

A 学習や集団行動に困り感や不安がある生徒が、特別な教育課程を個別に編成して受けられる授業です。一人ひとりの生徒が、自立を目指し、障害等によって学習や生活上の困難があっても自分の力で改善し、克服できるようになるための知識や技能、態度や習慣を学び、バランスの取れた心身になることが目的です。

Q 通級による指導とは、いつ行われるのですか？

A 他の教科・科目と同じように、決まった曜日の決まった時限、決まった教室で行います。

Q 科目の名前は何かといいますか？

A 「社会探究」といいます。曜日や時間帯によって「社会探究Ⅰ」、「社会探究Ⅱ」、「社会探究Ⅲ」の3つの科目が予定されています。

Q 単位はとれるのですか？

A 年間1科目履修することができ、条件がクリアできれば2単位を修得することができます。

Q どのような生徒が受けられるのですか？

A 本校の生徒で、通級指導の認定を受けた生徒のみが受けられます。他校の生徒や校内で認定されない生徒は、希望しても受けられません。

Q 教科書はありますか？

A 今のところ予定していません。個別の計画を作成し、個々に応じて教材を設定していきます。

Q どのような学習活動をするのですか？

A 学習指導要領の自立活動における6つの区分を学習し、評価をうける授業です。

### 【自立活動の6つの区分と評価規準】

- ① 健康の保持・・・自分の身体の様子や体調に気づくことができ、健康管理ができる。
- ② 心理的な安定・・・感情が分化しおり、自らの感情に気づくことができ、不快な感情に対して調整できる。
- ③ 人間関係の形成・・・主客の分化や自他の境界が形成されており、日常生活上で形成される人間関係が安定している。
- ④ 環境の把握・・・自分の認知的特性を理解し、環境に適応するための手立てを有している。
- ⑤ 身体の動き・・・身体の様子に気づくことができ、過度な緊張や不安定な姿勢を調節できる。また、生活上困難な基本的技能に対処することができる。
- ⑥ コミュニケーション・・・特性に応じた手段によって、自分と他者との間で意志や考えをやりとりすることができる。

Q もう少し具体的に教えてください。

A 以下のようなねらいと技法が予定されています。具体的には、以下の内容に基づいて個々に応じたプログラムが作成される予定です。

### 【主なねらいと技法】

- ① 将来像ややりたい自己イメージを持つことで授業の目標を持つ・・・セルフモニタリング・動機付け
- ② 自分の行動をふりかえり、成功したことについて理解する・・・行動活性化
- ③ 自分の行動をふりかえり、行動がどのような考え方に基づいているのかを理解する・・・認知再構成法
- ④ 自分の感情をふりかえり、感情のコントロール法を身につける・・・表情認知、アンガーマネジメント
- ⑤ 状況に応じたコミュニケーションを身につける・・・社会技能訓練（SST）、アサーション
- ⑥ 心身が調整でき、ストレスに対処することができる・・・ストレスコーピング、リラクセーション、動作法
- ⑦ 他者からの援助を適切に受けられるようになる・・・問題解決訓練

Q テストはありますか？

A 定期試験でのテストはありません。しかし、学習内容が身についたかどうかの評価やプログラムの効果を調べるための検査が行われます。

## 通級通信 その1 高等学校における「通級による指導」とは

「通級による指導」は、平成5年度に制度化されました。平成18年度には、学校教育法施行規則で、学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）のある児童生徒が新たに制度の対象とされ、平成19年度に学校教育法等で、特別支援学校制度の創設と共に、幼・小・中・高等学校における特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対する教育を推進することが規定され、特別支援教育の充実が図られるようになりました。

「通級による指導」の対象者は年々増加の一途をたどり、文部科学省の統計によれば公立小中学校において、平成7年度16,700人であった児童生徒の数が平成28年度には98,311人（小学校87,928人、中学校10,383人）に達しています。山梨県においては、現在、小学校で704人、中学校で32人の児童生徒が「通級による指導」を受けています。

高等学校における「通級による指導」は、平成28年12月の学校教育法施行規則及び文部科学省告示が改正され、平成30年度から実施されることになりました。

「通級による指導」を受ける生徒数が年々増加する中、それまで障害のある生徒の中学段階卒業後の進路は、主として高等学校の通常の学級か特別支援学校高等部に限られていました。また、2006年（平成18年）に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約（日本は2014年（平成26年）批准）で提唱された「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえて、高等学校でも適切に特別支援教育が実施され、多様な学びの場の整備が求められることになりました。

こうした背景から、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対する自立と社会参加を見据えた指導として、また小中学校から連続性のある多様な学びの場としての「通級による指導」が高等学校でも開始されることになったようです。

つづく

高等学校における「通級による指導」では、いったい何を指導するのでしょうか？

それは、特別支援学校における「自立活動」の内容の指導を意味しています。

しかしそれだけでは具体的によくわかりませんので、「モデル事業」として先進的に取り組んでいる県外の高校の指導内容を調べてみました。すると、「自分の認知や感情、行動を客観的に理解する内容」、「自己表現や他者理解のための心理的なスキルを学習することを目的とした内容」、「怒りやストレスなどを主体的にコントロールする内容」、「動作や姿勢を整えることで心身の安定や自尊心の向上を狙った取組」などが見受けられました。また、学習支援としては、「視覚機能の強化や微細運動を取り入れた活動」がありました。

ただ全ての学校が、通級の時間以外の他教科や日常生活全般の中で学習機会を作り、効果が様々な場面に般化することをねらっていることもわかりました。 つづく

## 特別支援学校高等部学習指導要領 第6章 自立活動

### 第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

### 第2款 内容

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

#### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

#### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

#### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

#### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

通級通信 その3 本校の「通級による指導」の学習内容

4月からの授業開始に向け短期間で学習内容を計画することは困難でしたが、幸い実践研究指定校となった本校では、桜美林大学の小関俊介先生の研究室と連携しながら実施することができました。専門家と連携することで、生徒に対する効果や学習プログラムによる有効性などのエビデンスを示すことが期待されています。

学習指導要領「自立活動」の6区分に合わせた学習プログラムの主な内容です。

Program	時	学習タイトル	主な内容や目的	自立活動区分
0 1	1	ちょっと先の未来図①	具体的な行動目標を立てられるようになる。	1. 2. 3. 4. 5. 6
	2	ちょっと先の未来図②		
0 2	3	リラックスしよう	リラックスを体験する	2. 5
0 3	4	自分の特徴を知ろう①	自己理解を促進する	1. 2. 3. 4. 5. 6
	5	自分の特徴を知ろう②		
0 4	6	ストレスと上手に付き合おう①	心理的安定を促進する 感覚を活用できる	1. 2. 3. 6
	7	ストレスと上手に付き合おう②		
0 5	8	行動のメリット①	行動の般化を促進する	1. 2. 3. 6
	9	行動のメリット②		
0 6	10	適切な距離感	社会技能訓練 (S S T)	3
0 7	11	コミュニケーションのコツ①	他者を理解する 社会技能訓練 自己主張訓練 コミュニケーション能力の 開発	3. 6
	12	コミュニケーションのコツ②		
	13	コミュニケーションのコツ③		
	14	コミュニケーションのコツ④		
0 8	15	相談できる人, 場所を見つけよう①	問題解決訓練 社会技能訓練	2. 3. 6
	16	相談できる人, 場所を見つけよう②		
0 9	17	ベストのパフォーマンスをするには①	自己理解を促進する	1. 2. 3
	18	ベストのパフォーマンスをするには②		
1 0	19	約束を守るためのコツ①	自己調節を促進する	1. 2. 3
	20	約束を守るためのコツ②		
1 1	21	あいつが悪い!? 私はダメなやつ!?①	認知の歪みを調整する コミュニケーション能力の 開発	2. 3. 6
	22	あいつが悪い!? 私はダメなやつ!?②		
1 2	23	イライラした時どうする?①	アンガーマネジメント	2. 3. 6
	24	イライラした時どうする?②		
1 3	25	コミュニケーションのコツ⑤	自己主張訓練 コミュニケーション能力の 開発	2. 3. 6
	26	コミュニケーションのコツ⑥		
1 4	27	整理整頓でスッキリ①	自己理解を促進する	1. 2. 3
	28	整理整頓でスッキリ②		
1 5	29	うまくいかない行動を分析して解決①	三項随伴性による機能分析, 応用行動分析 問題解決訓練	2. 3. 6
	30	うまくいかない行動を分析して解決②		
	31	うまくいかない行動を分析して解決③		
1 6	32	自分の取り扱い説明書を作ろう①	自己理解を促進する 環境の把握を促進する など	1. 2. 3. 4. 5. 6
	33	自分の取り扱い説明書を作ろう②		
	34	自分の取り扱い説明書を作ろう③		
1 7	35	1年前の自分と今の自分	ふりかえり 自己評価	2

【「通級」と学習面への支援】

「通級」は、「特定の教員だけが取り組んでも効果がなく、学校全体で全ての教員が特別支援の観点から生徒を捉え直すことが必要である」と言われていますが、学習に関する指導では、以下のような課題が考えられますので共通理解をお願いいたします。

「通級」は、各種障害等により困難を有した生徒に対する指導ですが、必ずしも障害の診断を受けた生徒に限りません。自尊感情やコミュニケーションに困難を感じている生徒も対象となります。しかし、学習の遅れを目的とした生徒は対象になりません。

中学校での「通級」は主に学習の遅れに対する支援が行われていますので、高等学校での「通級」の内容について、中学校の認識とのズレが生じる可能性があります。

【本校の生徒の学習面の課題】

本校には学習の遅れによって学校生活に困難を感じている生徒は多いものの、我々教員が学習障害と学習の遅れの違いについて線を引くことはなかなか難しいのではないのでしょうか。日々の授業の中で「文字を正しく写すことが困難な生徒」、「黒板の板書が非常に遅い生徒」、「正しく聴き取ることができない生徒」などに気づくことはよくありますが、そうした生徒には、「見たものを少しの間、記憶していることができない」、「考えていることはたくさんあるが、それを言葉で表現できない」、「抽象的なイメージをすることが難しい」、「落ちついて座っていることが困難」など、学習の困難さを生み出す発達面での特性や得意不得意の強い偏りがあるのかもしれません。

本校の生徒の中には、全日制で受験勉強をしているような生徒とは異なり、話を聴き、文字を書き写し、考えを発言するといった授業を受ける上で必要な能力が、一部欠けていたり、バランスが悪かったりする生徒が多く在籍しています。また、これまで困難を感じていながら何の手助けも受けられず、理解もされず、小学校からずっとガマンしてきて、やる気をなくし、くたびれ、否定されて傷つき、勉強で達成感や満足感を体験したことなど一度もない生徒も多いでしょう。

【支援されやすい生徒とされにくい生徒】

こうした生徒の中でも、他にやりたいこともなく自分を満たすものが何もない生徒であれば、私達は一見して普通と違う生徒であると判断できるので、支援の対象としやすいと思います。しかし、学習面で満たされなくとも、コミュニケーション能力が高く、人間関係や好きなことをして満たされなさをカバーできる生徒であれば、一見すると適応しているように見え、学習面の困難さは、単なる怠け、サボりと映ってしまうかもしれません。

生徒自身、本当は「困っている」かもしれませんが、しかし、困ることができる力のない生徒（困ったときに支えてもらった体験のない生徒）は、困り感を自分のこととして感じることができず、自分の困り感に脅かされていることでしょう。時には、周囲の生徒や教員に自分の困り感をまき散らし、多くの教員からは「困った生徒だ」と見られてしまいます。やがて「困っている生徒」を担当している学級担任や教科担任が、今度は他の教員との間で困ってしまい、教員同士の関係が悪くなり、職場環境が悪化していくかもしれません。

【他県の高校の様子】

「通級」をすでに開始し成功している他県の高校では、「通級」としての学習指導は平素の授業において行っているようです。「通級」に必要な学習指導は、全ての生徒に当てはまると考え、特別支援（特別支援学校と同じ学習内容という意味ではありません）やユニバーサルデザインのまなごしを学校全体として持ち、困っている生徒に対して教員が余計な労力を使わず、教員相互で良好な関係を構築できているそうです。

具体的にはどのようなことをしているのか、まとめましたらご報告いたします。

つづく

文部科学省は、障害者であることによってそれまで十分に社会参加できるような環境になかった人達が、社会で積極的に参加・貢献することができるようになり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すことが、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題であるとして、インクルーシブ教育を推進しています。

しかし、インクルーシブ教育の実際とはどのようなものなのでしょう。

今回はインクルーシブ教育を実践している神奈川県の実立高校について報告します。

足柄高校、厚木西高校、茅ヶ崎高校は、平成28年度よりインクルーシブ教育実践推進校に指定されました。そしてこれにより3校には、通常の受験によって入学する生徒とは別に、「連携枠」という名称で知的障害を有した中学生が入学することになりました。

過日視察を行った足柄高校は、全校生徒700名以上で学年7クラスの全日制普通高校です。ほとんどの生徒が南足柄市や小田原市などの地元の中学校から入学し、クラブ活動も盛んで8割以上の生徒が四年制大学や短大、専門学校を志望する進学校ですが、足柄高校には12名の知的障害を有した生徒が在籍していました。また、厚木西高校も同じような規模の進学校でしたが、こちらには34名の知的障害を有した生徒が在籍していました。

先生方は、もしご自身の勤務校や学級に知的障害の生徒が在籍していたらいかがですか？ 疑問や不安が湧きませんか？

視察を行った私達は、「これがインクルーシブ教育なのか・・・」と理解するものの、当然、色んな疑問や不安が湧きました。「授業についていけるのか？」、「単位は取れるのか？」、「コミュニケーションは大丈夫なのか？」などなど。足柄高校や厚木西高校の先生方も開始当初は「学校の学力水準（偏差値）や志望率が下がるのではないか」、「生徒指導が大変になるのではないか」、「特別支援学校ではないではないか」、「生徒や地域にどんな影響がでるか心配」などといった懸念が生じ、なかなか理解できるものではなかったようです。

2年経った現在、「そうした懸念はまったくなくなった」とおっしゃっていました。

どちらの高校にも各学級に知的障害を有した生徒が数名在籍しているのですが、みんなと一緒に授業を受け、黒板を写し、問題に取り組み、グループ討議に参加していたのです。私達には、どの生徒が障害を有しているか、一見しただけではわかりません。先生方からは、授業態度も良好であり、部活動に励む生徒もおり、学校生活は他の生徒とまったくかわらない、とおっしゃっていました。

「通級による指導」が開始された本校にとって、足柄高校、厚木西高校のインクルーシブ教育活動は参考にできることも多いのではないのでしょうか。次回もう少し詳しくインクルーシブ教育実践推進校の様子をお伝えしたいと思います。

つづく

足柄高校、厚木西高校、茅ヶ崎高校は、平成28年度からインクルーシブ教育実践推進校として、通常の受験によって入学する生徒とは別に、「連携枠」という名称で知的障害を有した生徒が入学し、みんな一緒に学校生活を送っています。みんな一緒に学校生活を送っていますので、対象生徒も通常入試で入学した生徒達と同じ授業を受けています。教科書も同じ、進度も同じ、そして定期試験も同じです。

こうしたインクルーシブ教育の実践に向けて、県や学校は様々な環境調整や人的支援、また合理的配慮を行っていました。

まず授業改善です。厚木西高校の校長先生は「連携枠で入学した生徒がわかるような授業は全ての生徒がわかる授業である」とおっしゃっていましたが、様々な工夫をしてわかりやすい授業の実現を目指していました。その中には、授業が始まる前に授業の目的を板書し、話しを聞く時間と黒板を写す時間を分けたりするといった山梨スタンダードにも通じる工夫も実践されていました。

そしてユニバーサルデザインを意識した環境整備です。訪問した学校は、本校のように教室のドアが自然に閉まったり、階で色分けされていたりするような新しい校舎ではありませんでしたが、例えば、フロントゼロといって教室の黒板の周りには何も掲示していませんでした。これは、視覚的刺激に敏感な生徒が注意散漫にならないでいられるようになるための工夫でした。また、どの教室に行っても掲示物は同じ配置にされていました。

他にも、複数担任制、全ての授業がT.T.（ティームティーチング）などです。加配も多く羨ましさも感じましたが、教員が協働してクラス運営や授業づくりをしている雰囲気は参考になり、生徒にとってメリットがあると感じられました。また、週に3時間選択授業の中で連携枠で入学した生徒対象の自立活動的な内容を学ぶ授業も準備され、生徒同士で日頃の様子をわかちあう時間にもなり、ストレス解消の時間にもなっているようです。

こうした様々な工夫によって、連携枠で入学した生徒の学力が上がり、中には専門学校に進学希望する生徒も現れ、教育的な効果も見られているようです。

しかし、知的能力や機能が多少向上することはあっても、それが治るわけではありません。知的障害の生徒達が、障害を有しない生徒と同じ水準の学力が身につくわけではありませんし、定期試験で高得点が取れるわけではありません。そもそもインクルーシブ教育は、できないことをできるようにすることを目指すものではありません。

神奈川県取組は、これまで障害によって特別な環境下におかれ、一緒に学ぶ機会を持つことができなかった生徒達が、高校で同輩と共に学ぶということを目的としています。

運良く健康的で、あるいは一般的で主流派として生きることが可能であった健常者と呼ばれる人達が、学校で当たり前体験する一斉授業や宿題、定期試験といった活動を、知的障害を有した生徒も一緒に体験し活動すること事態が目的なのです。

できないことができるようになる教育と共に、できないことがあっても困らない社会づくりに向けた教育も、これからの時代に求められる新しい教育観なのかもしれません。

通級による指導の社会探究授業が始まり半年が過ぎました。モニターを使った授業公開を見ていただいた先生方もいらっしゃると思います。今回は授業での話題をお伝えし、高等学校での特別支援教育について考える機会にしたいと思います。

この日の授業は、自立活動の「生活のリズムや習慣の形成」と「状況の理解と変化への対応に関すること」に関する学習で、自己理解を促進するために日常生活の様子やスケジュールの管理について自己観察することを目的としていました。具体的には、朝バスで出かける場合の準備やスケジューリングについて自分はどのようにしているか振り返らせました。

Aさん、9:30amに家を出発するには9:00amに起床すれば間に合うと答えます。持ち物の準備やバスの時間の確認などを前日にするので、起床してから30分もあれば出かけられるそうです。しかし、Bさんは7:00amに起床しないと間に合わないそうです。Bさんは出かける直前に準備するので、出かけるまでに2時間くらいの時間が必要だそうです。「前日に準備した方が良くないか」と言いたくなりますが、Bさんにとってはそれが困難でした。話を聞くと、Bさんは前日に準備すると出かけるまでの間に「あれは大丈夫か?」、「これはどうか?」と色んなことが気になり不安が高まってしまうので、できるだけ直前に用意する方が確かな感じがして安心なんだそうです。

Cさんは、自転車通学にかかる時間を把握していませんでした。また、地図を見て学校から最寄りのバス停までの約800mの距離を歩いたとすると20分か30分かかると予想しました。Cさん、数学が得意なので、分速100m/分なら8分で行けると計算できます。そこで実際に歩いてみることにしたのですが、約200m程歩いて「何分くらい歩いたと思うか?」と聴くと「5分くらい?」と予想しました。また、300m先に見える橋まで何分かかると予想させると「7分くらい」と答えました。Cさんの話を聞いていると、体感的な予想が実際と随分ズレていることがわかり、こうした感覚的なズレのせいで色々と苦労することも多いのではないかと感じられました。

Dさんのスケジュール管理は、授業や学校の予定など必要最低限のことを記憶で行っているようです。手帳もスマホも使わず、そもそも予定など立てないそうです。「なぜですか?」と聞くと「予定を立てても何が起こるか分からない」と答え、予定が狂ってしまうことへの不安がとても強いことがわかりました。Dさんにとって、予定を立てないことが、予定通りに行かないことによる不安を避けるための工夫のようです。

いかがですか?

「通級による指導」では、一人ひとりの特性や苦手さといった課題が明らかになりやすい授業ですが、こうしたエピソードをお伝えすることで、「なるほどなあ」、「大変だろうなあ」、「自分にも似たところあるなあ」などご関心を向けていただけると幸いです。そして、みんなで情報共有することで日頃の指導に役立てられるとなお幸いです。

つづく



## 通級通信 その8 生徒の特性と特別支援教育

前回の通信では、朝バスで出かける場合の準備やスケジュールリングについての生徒達の個性的な体験の仕方を報告しました。

Bさんは、出かける直前に色々な準備するので、朝早く起きる必要があります。前日に準備してしまうと、出かけるまで「あれは大丈夫か？これはどうか？」と不安になる時間が長く続くので、できるだけ直前に用意する方が安心だというわけです。

Cさんは、800mの道のりを分速100m/分なら8分で行けると計算できますが、実際に歩いてみると、2分歩いただけなのに「5分くらい歩いた」と感じ、300m先に見える橋まで「7分かかる」と予想します。体感的な予想が現実と随分ズレています。

Dさんは、日頃、予定を立てません。なぜなら予定が狂ってしまうことへの不安がとても強いからです。予定を立てなければ余計な不安を感じなくても済むのです。

高等学校による「通級による指導」は、発達障害等により特別の支援を必要とする生徒の個別指導ですが、特別支援教育は通級の中だけで行われるのではありません。学校教育全体で行うものとされており、通級で理解された特性をどうしたら日頃の指導へ活かすことができるのか、考えてみるのが大切だといわれています。

一般的な話になりますが、発達障害の特性の一つとして「見通しを持つことが苦手である」と言われることがあります。生徒の話を知っていると「こういうことなのだろうな」と苦手さに共感し、「事前に予定を伝え、見通しを持たせる指導」の必要性が理解できます。

発達障害等への理解が進み、こうした指導方法がマニュアル的に紹介され、「発達障害の子どもには“斯く斯く然々”と関わるべきである」といった研修も行われています。しかし教員は、日頃、教育目標に即しながら自分の経験や研鑽、価値観に基づいて生徒の課題を見極め、その人らしいやり方で指導しているのではないのでしょうか。マニュアルに縛られ、それまで行っていたその人らしい指導や生徒との対話、授業ができなくなってしまうと、生徒の人間らしさを育むことなどできるはずもなく、本末転倒です。

さて、マニュアルに縛られず、この日の授業で担当者が自己流に感じたことを書いてみたいと思います。それは「間」や「予想」に関する課題についてです。

Aさんは、時間的に間があるとその間をどうしたらいいかわからなくて不安になるのではないかと。Bさんは、関心がないのか経験がないのかわからないけど、空間的な認識について予想するための身体感覚に乏しいのではないかと。Cさんは、「周囲は危険なのだ」という予想がとても強く、心にゆとりや隙間がない状態なのではないかと、考えられました。

これらは、元々持っている特性や予想通りにならない体験の積み重ねによるものなのでしょうが、いずれにしても自分の頭や身体感覚を使って予想やイメージする体験や予想通りになったりならなかったりして色々感じる体験、予想することで生じる不安を察してもらえる体験ができる機会が大切です。

はて？ こうした機会が特別な支援のための教育なのでしょうか？

いやいや毎日の授業で既にやっていることではないか……。 「どうなると思う？」と毎日の授業の中で既にやっていることの中に、特性に応じた教育支援の要素がたくさん含まれているのではないかと感じられるのです。 つづく

江戸時代、甲府の料亭に腕の良い料理人がいた。ある日、その料亭に越後の縮緬問屋の隠居と番頭が「甲斐の料理を食べたい」とやってきた。「よし、いつもの旨い料理で喜ばしてやろう」と仕込みにかかった。しかし、その隠居、実は水戸黄門だとわかり、料亭の主から助さん格さんに黄門様の好みを聞いてからお出しするように言われた。すると料理人はいつもの料理が作れなくなり、二人も甲斐の旨い料理が食べられず残念だった。

本校には、発達障害の診断を受けている生徒が比較的多く在籍していますが、先生方は日頃そうした生徒を指導する際に、発達障害の診断名や発達障害の一般的な特性についての情報は役立っていますか？

「発達障害の診断がある生徒と関わるのに少し抵抗がある」、あるいは「そういう生徒は専門家が関わるべき」と感じることはありませんか？

さらには、専門家の研修会に参加し「発達障害の生徒は“スルスク然々”の特性によって“スルスク然々”が苦手なので、そういう生徒は“スルスク然々”と関わるべきである」といったマニュアル的な情報を得ると、関わりづらくなってしまいうことはありますか？

「チーム学校」といわれ、これからの学校において他職種の専門家との協働は不可欠になってきています。しかし、残念ながら指導に役立つ情報を専門家とやりとりできる環境には至っていません。また、医師やカウンセラーは、その人の特性や問題を見つけ、治療やケアをすることはできますが、問題を抱えた人と共に生活することはありません。

学校は、未解決で治療もケアもされる可能性のない問題を抱えた生徒が現実生活している場であり、教員は、そこで実際に生徒と関係を持ちながら、目の前にいる生徒に役立つ指導法を探り、日々を暮らすためのノウハウを持つプロの専門家です。発達障害に関するマニュアル的な情報によって関わりづらくなるとしたら、これからの時代に必要な智慧とは言えません。

人間に対する科学的な理解が進み、新しい情報を容易に手にすることができるようになり、それに伴ってこれまでとは違った新しい教育方法が導入され、医学や心理学などの知見が教員に求められるようになってきました。そこにどこか居心地の悪さを感じる先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか？ もしかするとそれは、我々の教員としての本来のアイデンティティが脅かされているからかもしれません。

しかし避けられないのは、「チーム学校」として他職種と協働し本来の役割を果たすために、教員が教員としてのアイデンティティを確かに保ちながら、新しい専門的な知見や技能の有効性を見極め、活かしていくことではないのでしょうか。

先生方のご意見、ご感想をお寄せください。